

地域における見守り活動支援事業（街頭防犯カメラ設置補助事業）

東京都と国分寺市は、自治会・町会が単独、又は商店会等と連携して設置する街頭防犯カメラ（道路等公共の場所を撮影するもの）について、設置費用の一部を補助しています。

この事業は東京都の補助事業であり、地域におけるソフト・ハード両面を併せた総合的な地域安全対策を推進・強化するため、防犯に関する見守り活動の実施に必要な費用の一部を補助するものです。

今回のお知らせは、令和 7 年度中に設置をご希望される（＝設置に必要な準備を令和 6 年度中に行う）場合の内容になりますのでご注意ください。

【補助率（負担割合）】（令和 6 年度設置の場合）

東京都：12 分の 7 補助 市区町村：3 分の 1 補助 地域団体：12 分の 1 負担

○地域団体の申し出により、市が設定した「安全・安心まちづくり推進地区」内で事業実施することとなります。

○この補助事業は、地域団体の単独、又は連携した複数の地域団体で実施可能です。

○補助率は年度によって変わる場合があります。

□故障等で機器を更新する場合も、上枠内の負担割合となります。

□都と市をあわせた補助額には上限があります。

【主な注意点】

① 5 年間以上継続して防犯カメラを運用し、月 1 回以上防犯に関する地域活動を実施していただきます。

② 防犯カメラの設置にあたっては、運用基準を定めていただきます（ひな形はご用意します）。この運用基準及び市の防犯カメラ条例等に従い、地域団体で防犯カメラを管理していただきます。

③ 地域団体に商店会が含まれる場合には、当該商店会の区域以外にも防犯カメラを少なくとも 1 台は設置する必要があります。

④ 防犯カメラを整備する地域において住民の合意形成がなされている、又は事業開始までにその見込みがあることが条件です（例：総会等での承認）。

⑤ 防犯カメラの設置場所には、明確かつ適切な方法で防犯カメラを設置している旨を表示していただきます（表示は市で作成します）。

※次に掲げるものは補助の対象外です。

- ☐公園内の防犯対策に設置するもの
- ☐駐車場の防犯対策に設置するもの
- ☐マンションの敷地内の防犯対策に設置するもの
- ☐個人住宅の防犯対策に設置するもの

【費用関係】

①機種、業者により異なりますが、防犯カメラ1台あたりの年間のランニングコストは、おおむね電気代が6,000円、使用料が2,640円(東電柱に設置した場合)、保守料が14,000円、交換用SDカード等で6,000円、計29,000円程度とお考えください。

②維持管理経費と運用経費も補助があります。補助率は以下のとおり。

- ・運用経費(電気料金・使用料)※令和6年度の場合

東京都：2分の1補助	市区町村：3分の1補助	地域団体：6分の1負担
------------	-------------	-------------

○補助対象経費に上限があります。

○地域における見守り活動支援事業の補助を受け、設置したものに限りです。

- ・維持管理経費(保守点検費他)※令和6年度の場合

東京都：2分の1補助	市区町村：3分の1補助	地域団体：6分の1負担
------------	-------------	-------------

○補助対象経費に上限があります。

○地域における見守り活動支援事業の補助を受け、設置したものに限りです。

ご希望の団体様は、地域団体と協議のうえ、下記担当へご連絡ください。事務手続きの都合上、ご連絡は令和6年9月30日までとさせていただきます。

なお、補助率は年度によって変わる場合があります。例年毎年4月頃に最新の補助率が都から示されます。設置を希望、検討される団体は4月以降、問い合わせ先までご連絡ください。

また、都が補助事業を実施しない場合は市も実施しませんので予めご注意ください。

【問い合わせ先】

国分寺市 総務部 防災安全課 防犯担当
TEL 042-325-0111 (内線 357)